

合併処理浄化槽事業のお知らせ

住宅・併用住宅の浄化槽 (市町村設置型浄化槽)

浄化槽は町で設置し、使用料を財源に、維持管理を町が実施します。

- ・(1)対象浄化槽(50人槽までの浄化槽)
 - ・居住用の住宅に接続する合併処理浄化槽であること(事業用住宅は除く)。
 - ・店舗などの併用住宅の場合は、居住部分が全体の2分の1以上であること。
 - ・浄化槽敷地の問題などで、複数の住宅が共同で設置する場合。
- (2)工実施
- ・家庭内の排水から浄化槽までの接続は、使用者(住宅所有者)に行ってください。
 - ・浄化槽本体および20mまでの浄化槽放流管工事は町が実施します。
 - ・浄化槽からの放流管が20mを超える場合、駐車場として使用する

るなどの理由により荷重化工事を行う場合は、その分の施工経費は個人負担となります。

- ③経費(使用者にご負担いただく額)
- ①設置分担金

※工事施工前に納入いただきます。

▽10人槽まで 25万円

▽11人槽以上20人槽以下

|| 工事費の10分の2の額

▽21人槽以上50人槽以下

|| 工事費の10分の3の額

- ②使用料(月額)

※月ごとに納入いただきます。

▽5人槽 3,465円

▽7人槽 4,725円

▽10人槽 5,040円

▽11人槽以上

|| 5,040円に10人槽

を超えた部分槽当たり

525円を乗じた額を

加算した額

浄化槽の管理、清掃、法定点検

は町が事業者者に委託し実施します。

- ③管理経費

浄化槽を設置・運転する上での電気料、清掃に伴う水道料は利用者個人にご負担いただきます。

- ④奨励補助金

当該事業で整備した浄化槽使用者は、小野町浄化槽整備推進事業奨励補助金交付要綱に基づく補助を受けることができます。

※平成25年度の補助金額は7万円です。

※平成26年度は減額となります。

- (4)申し込み・使用開始までの流れ

申請者には、実際に浄化槽工事を行う「浄化槽工事指定店」を選定していただきます。

・施工事業者は、町が指定する「浄化槽設置指定工事店」に限ります。

・申請者の委任により、設置に関する諸手続きを「浄化槽設置指定工事店」が代理することができ

ます。

・「浄化槽工事分担金」を納入いただきます。

浄化槽設置工事イメージ

